

2024年10月から、医薬品の自己負担の新しい仕組みが始まります-長期収載品の選定療養

【長期収載品の選定療養ってなに？】

患者さんが先発医薬品（長期収載品）を選択する場合、価格差の一部を自己負担いただきます。医療上の理由がない限り、先発医薬品を選択される場合は「特別の料金」+消費税をご負担いただきます。

なお、この料金は薬局の収入を増やすためのものではなく、医療保険財政の改善を目的としています。

※医師や薬剤師が判断したり、供給が不安定な品目は対象外となります。

※生活保護受給者の方は、医師が医学的な理由から必要と判断した場合を除き、原則としてジェネリック医薬品を選んでいただくことになります。

※薬剤料以外の費用は、これまでと同じです。

【どのくらい高くなるの？】

先発医薬品とジェネリックの差額の4分の1に消費税を加えた額が特別料金となり、これに一部負担金がかかります。例えば、差額40円の場合、10円が特別料金となり、消費税も加算されます。自己負担額の計算は個々で異なり、複雑です。詳しくは、かかりつけの薬局にご確認ください。

詳しくは…

【厚生労働省 HPからもご確認いただけます☆

厚生労働省 後発医薬品のある先発医薬品 [でご検索下さい😊](#)】